証券コード　9827
平成30年３月14日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿７丁目５番20号
リリカラ株式会社
代表取締役社長 山　田　俊　之

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、総会前日の当社営業時間終了時（平成30年３月28日（水曜日）午後６時）までに到着するようにご返送下さいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成30年３月29日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
　新宿ＮＳビル 30階 ＮＳスカイカンファレンス　ルーム５・６
3. **会議の目的事項**
　報告事項　第77期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
　決議事項
　議　　案　取締役６名選任の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.lilycolor.co.jp/）において周知させていただきます。
◎ 株主総会終了後、株主の皆様との意見交換の場を設けることを予定しておりますので、お気軽にご出席いただき、ご意見・ご質問などを賜りたいと存じます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議　　案　取締役６名選任の件

取締役山田俊之、佐藤伸男、植岡敬典、内海勝彦の４名全員（うち社外取締役２名）は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため社外取締役２名を含む取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	やまだ　としゆき 山田　俊之 （昭和37年12月13日生）	昭和60年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成５年４月　当社入社 平成９年12月　経営企画部長 平成11年３月　常務取締役総務本部長兼企画本部長 平成12年３月　専務取締役総務本部長兼企画本部長 平成13年３月　専務取締役総務本部長兼マーケティング本部長 平成14年７月　専務取締役総務本部長兼マーケティング本部長兼オフィス事業部統括 平成15年４月　取締役専務執行役員総務本部長兼マーケティング本部長兼オフィス事業部統括 平成17年６月　代表取締役最高執行責任者 平成18年９月　代表取締役社長（現任）	1,642,248株
		（取締役候補者としての選任理由） 当社の会社経営に関する豊富な経験を有しており、人格・見識ともに優れていることから、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	
2	さとう　のぶお 佐藤　伸男 （昭和28年３月16日生）	昭和51年３月　当社入社 平成10年１月　経理部長 平成17年６月　執行役員総務本部長 平成18年11月　取締役執行役員総務本部長 平成21年１月　取締役常務執行役員総務本部担当兼総務本部長 平成28年１月　取締役専務執行役員社長補佐総務本部担当兼総務本部長（現任）	5,000株
		（取締役候補者としての選任理由） 当社の総務担当責任者としての豊富な経験を有しており、人格・見識ともに優れていることから、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
3	うえ　おか　ゆき　のり 植　岡　敬　典 （昭和34年３月７日生）	平成26年３月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ストラテジーコンサルティングパートナーズ代表取締役社長 早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤講師	－株
		（社外取締役候補者としての選任理由） 長年にわたりコンサルティング業務に携わられた豊富な経験および知見を活かした当社経営に対する有益な意見や指摘をいただけることが期待され、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	
4	うつ　み　かつ　ひこ 内　海　勝　彦 （昭和21年７月15日生）	平成17年６月　古河電池株式会社代表取締役社長 平成27年３月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） キヤノン電子株式会社取締役	－株
		（社外取締役候補者としての選任理由） 経営者として長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見を有しておられることから、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	
5 ※	あか　ほし　さとし 赤　星　聡 （昭和36年５月22日生）	昭和61年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成26年10月　人事部上席推進役 平成29年１月　当社入社執行役員リノベーション営業本部長（現任）	－株
		（取締役候補者としての選任理由） 金融機関での豊富な経験を有しており、人格・見識ともに優れていることから、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	
6 ※	きた　むら　かず　ひさ 北　村　和　久 （昭和42年12月21日生）	平成３年４月　当社入社 平成26年５月　壁紙床材ビジネスユニット部長 平成27年１月　執行役員壁紙床材ビジネスユニット部長 平成30年１月　執行役員マーケティング本部長（現任）	－株
		（取締役候補者としての選任理由） 当社のマーケティング本部責任者としての役割・責務を実効的に果たしており、人格・見識ともに優れていることから、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

（注）1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 植岡敬典氏および内海勝彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 植岡敬典氏および内海勝彦氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって、植岡敬典氏は４年、内海勝彦氏は３年となります。
4. 責任限定契約の内容の概要
当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第１項の規定に基づき、現行定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は、社外取締役候補者である植岡敬典氏および内海勝彦氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏が原案どおり再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が会社法第423条第１項に基づき、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合で、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項第１号および第２号の合計額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は社外取締役を当然に免責するものとする。
5. 植岡敬典氏および内海勝彦氏は、株式会社東京証券取引所に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が原案どおり再任された場合は、引き続き独立役員になる予定であります。
6. 山田俊之氏と当社との間に、不動産賃貸借の取引関係があります。
そのほかには各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

定時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
新宿ＮＳビル　30階　ＮＳスカイカンファレンス　ルーム５・６
TEL　03-3342-4891

※ＮＳスカイカンファレンス（30階）へは正面出入口側の直通エレベータをご利用下さい。

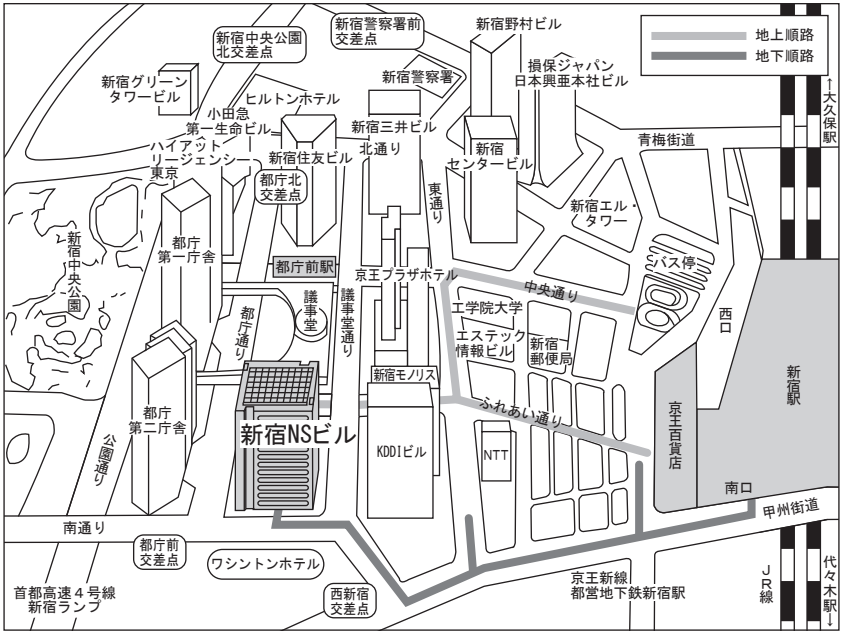

交通●ＪＲ（山手線・中央線・総武線・埼京線）・東京メトロ（丸ノ内線）・京王線・小田急線各新宿駅「南口・西口」より徒歩約10分
●都営地下鉄（新宿線）・京王新線各新宿駅「新都心口」より徒歩約６分
●西武新宿線　西武新宿駅「南口」より徒歩約15分
●都営地下鉄（大江戸線）都庁前駅「Ａ３出口」より徒歩約５分

第 77 期 報 告 書

（第77回定時株主総会招集ご通知添付書類）

自　平成29年１月１日
至　平成29年12月31日

東京都新宿区西新宿７丁目５番20号

リリカラ株式会社

代表取締役社長　　山　田　俊　之

事　業　報　告

（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）

1.　株式会社の現況に関する事項

1-1.　事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用環境に改善が見られ、景気は穏やかな回復基調にあるといえますが、北朝鮮の動向や米国政権の政策等、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

インテリア業界におきましては、重要な指標である新設住宅着工戸数は、前年対比で不安定な状態で推移し、特に期後半は連続して前年比減少しており、予断を許さない状況となっております。

この様な環境のもとで、当社の売上高は前事業年度比0.3％増の33,074百万円、営業利益は前事業年度比24.9％減の104百万円、経常利益は前事業年度比47.6％減の41百万円となり、特別損失として、インテリア事業の一部使用資産について、将来の回収可能性を検討した結果、減損損失を398百万円計上したことから、当期純損失は327百万円（前事業年度は当期純利益126百万円）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

①　インテリア事業

壁装材は５月にホテル、医療・福祉施設、オフィスや店舗、商業施設など、全てのコントラクト物件へ向けた不燃ビニル壁紙見本帳“ウィル”を発行した他、壁装材見本帳“Ｖ－ウォール”、“ライト”、カーテン見本帳“サーラ”、“ファブリックデコ”、床材見本帳“クッションフロア”等を増冊発行し拡販に努め、売上高は前事業年度比5.2％減の26,652百万円となり、セグメント利益は前事業年度比90.1％減の17百万円となりました。

②　スペースソリューション事業

顧客企業のリニューアル、移転等に対する投資意欲の回復、顧客企業に対するより細やかなサービスの提供に努め、売上高は前事業年度比31.5％増の6,422百万円となり、セグメント利益は86百万円（前事業年度はセグメント損失38百万円）となりました。

第１四半期会計期間より、報告セグメントとして追加しておりました「リノベーション事業」を「スペースソリューション事業」に統合しております。

1-2. 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

(1) 資金調達

特記すべき事項はありません。

(2) 設備投資

特記すべき事項はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

特記すべき事項はありません。

(5) 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該株式会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

特記すべき事項はありません。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

（財産及び損益の状況）

（単位：千円）

区　　分	平成26年12月期（第74期）	平成27年12月期（第75期）	平成28年12月期（第76期）	平成29年12月期（第77期）当事業年度
売　上　高	34,842,579	36,505,916	32,988,948	33,074,880
営　業　利　益	184,797	756,839	138,992	104,453
経　常　利　益	83,338	664,182	79,357	41,566
当期純利益（△損失）	53,054	421,807	126,954	△327,389
1株当たり当期純利益（△損失）	4円31銭	34円30銭	10円32銭	△26円62銭
総　資　産	20,069,672	20,507,121	19,406,537	18,158,493
純　資　産	5,887,912	6,376,414	6,391,105	6,100,011
1株当たり純資産額	478円71銭	518円51銭	519円74銭	496円11銭

（注）各事業年度の主要な変動要因は次のとおりであります。
平成26年12月期（第74期）は、新設住宅着工戸数が前年を大きく下回ったこと等を背景として売上高は減少しましたが、売上原価率が改善したことから、営業利益、経常利益は増加しております。また、特別利益の計上はあったものの、前事業年度より少額であったことから、当期純利益は減少しております。
平成27年12月期（第75期）は、スペースソリューション事業における大型物件の獲得等が寄与したことから売上高は増加し、売上原価率も改善したことから、営業利益、経常利益、当期純利益は増加しております。
平成28年12月期（第76期）は、売上高の減少を主因として、営業利益、経常利益、当期純利益は減少しております。
平成29年12月期（第77期）の状況につきましては、「1-1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

1-4. 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況で推移するものと予想され、以下の課題を重点的に推進してまいります。

(1) スペースソリューション事業の強化

- リノベーション案件獲得、実施のための建設スペシャリストの採用
- ホテルを中心とした改修案件の獲得
- オフィス環境分野における取引顧客数の拡大
- 企業の移転需要や、「働き方改革」に伴うオフィスリニューアル需要の取り込み

(2) インテリア事業における基盤再構築

- 住宅リフォーム、中古マンションリニューアル需要等、小口案件の獲得強化
- 見本帳投資の強化

(3) インテリア事業における非住宅案件の取り込み強化

- 壁紙・床材・化粧シート等の取扱い商品群強化によるソリューション営業の推進
- 医療福祉関係市場の重点開拓
- ホテル関係市場におけるスペースソリューション事業とのシナジー効果の拡大

1-5. 主要な事業内容

(1) **インテリア事業** ……壁装材、カーテン、床材を中心とする内装材商品の仕入及び販売を行っており、主として当社独自で開発した商品「リリカラ」をメーカーに製造委託し、代理店あるいは一部内装工事業者等に販売しております。

(2) **スペースソリューション事業**……オフィス家具、事務用品等の仕入及び販売、工事請負を行っております。

1-6. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

(1) 主要な営業所及び工場

本　　社　東京都新宿区西新宿７丁目５番20号

営　業　所　インテリア事業

札幌支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、大阪支店（大阪府東大阪市）、広島支店（広島県廿日市市）、九州支店（福岡市）

スペースソリューション事業

スペースソリューション事業（東京都港区）

流通センター　インテリア事業

東京流通センター（東京都品川区）、東大阪流通センター（大阪府東大阪市）

(2) 使用人の状況

区　　分	従業員数(人)	前期末比増減(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男　　子	378	△2	44.4	18.6
女　　子	90	3	32.9	6.5
合計又は平均	468	1	42.2	16.3

（注）1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

2. 上記従業員数には、パートタイマー及びアルバイト194名（１日８時間換算期中平均人数）は含まれておりません。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

1-8. 主要な借入先及び借入額

借　　入　　先	期末借入残高(千円)
株式会社商工組合中央金庫	328,910
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	238,000
株式会社三井住友銀行	137,500
株式会社みずほ銀行	125,000
株式会社横浜銀行	105,000

1-9. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な使命と考え、経営体質の強化及び将来の事業展開に必要な内部留保の確保と経営成績に応じた配当を実施してまいりたいと考えております。

1-10. その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成29年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　41,000,000株

(2) 発行済株式の総数　12,295,709株（自己株式366,391株を除く）

(3) 当事業年度末の株主数　2,148名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
山田俊之	1,642,248	13.35
平松裕将	760,000	6.18
北村宗生	582,000	4.73
山田俊子	530,410	4.31
山田典子	504,803	4.10
山田雅代	503,472	4.09
リリカラ社員持株会	457,688	3.72
株式会社ＳＢＩ証券	307,000	2.49
株式会社三井住友銀行	200,600	1.63
株式会社みずほ銀行	198,000	1.61
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	198,000	1.61

（注）1. 持株比率は自己株式（普通株式）366,391株を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第三位を切捨てて、小数点第二位まで表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山　田　俊　之	代表取締役社長	
佐　藤　伸　男	取締役 専務執行役員　社長補佐　総務本部担当兼総務本部長	
植　岡　敬　典	取締役	株式会社ストラテジーコンサルティングパートナーズ代表取締役社長 早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤講師
内　海　勝　彦	取締役	キヤノン電子株式会社取締役
西　村　治　重	監査役（常勤）	
岩　﨑　守　康	監査役	岩﨑公認会計士事務所　所長
岡　田　　清	監査役	大江戸温泉物語株式会社監査役 大江戸温泉物語グループ株式会社監査役
大　胡　　誠	監査役	柳田国際法律事務所 株式会社ジーテクト取締役 筑波大学法科大学院非常勤講師 丸善ＣＨＩホールディングス株式会社取締役

（注）1. 取締役植岡敬典氏、内海勝彦氏の２名は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役岩﨑守康氏、岡田清氏、大胡誠氏の３名は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役岩﨑守康氏及び監査役岡田清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役植岡敬典氏、内海勝彦氏、監査役岩﨑守康氏、大胡誠氏の４名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 辞任した会社役員に関する事項

氏 名	辞任時の地位及び担当並びに重要な兼職の状況	辞任年月日	辞任理由
稲垣　治	取締役常務執行役員事業計画本部担当兼オフィスソリューション営業本部担当兼エンジニアリング本部担当兼オフィスソリューション営業本部長	平成29年６月30日	一身上の都合によるものであります。
城谷昭寛	取締役執行役員インテリア営業本部担当兼インテリア営業本部長	平成29年12月31日	一身上の都合によるものであります。

(3) 取締役又は監査役ごとの報酬等の総額

(当事業年度に係る役員の報酬等の総額)

区　　分	支給人数(名)	報酬等の額(千円)	摘　　要
取　締　役	6	40,398	
監　査　役	4	12,480	
計	10	52,878	

(注) 1. 株主総会の決議による報酬月額は、取締役18,000千円以内（平成２年３月29日開催定時株主総会決議。但し使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。）、監査役1,500千円以内（平成12年３月30日開催定時株主総会決議）であります。
2. 期末現在の取締役は４名であり、６月に退任した取締役１名、12月に退任した取締役１名を含んでおります。

(4) 責任限定契約に関する事項

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、取締役及び監査役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第１項の規定に基づき、現行定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である植岡敬典氏、内海勝彦氏、監査役である西村治重氏、社外監査役である岩﨑守康氏、岡田清氏、大胡誠氏の６名は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役が会社法第423条第１項に基づき、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合で、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項第１号及び第２号の合計額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役を当然に免責するものとする。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

区　分	氏　名	兼職先法人等名	兼職先での地位	兼職先との関係
取締役	植岡敬典	株式会社ストラテジーコンサルティングパートナーズ	代表取締役社長	
		早稲田大学大学院	非常勤講師	
	内海勝彦	キヤノン電子株式会社	取締役	
監査役	岩﨑守康	岩﨑公認会計士事務所	所長	
	岡田　清	大江戸温泉物語株式会社	監査役	
		大江戸温泉物語グループ株式会社	監査役	
	大胡　誠	柳田国際法律事務所		
		株式会社ジーテクト	取締役	
		筑波大学法科大学院	非常勤講師	
		丸善ＣＨＩホールディングス株式会社	取締役	

② 各社外役員の主な活動状況

（社外役員の主な活動状況）

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	植岡敬典	当事業年度中に開催した13回の取締役会のうち13回に出席しております。議案審議等に必要な発言を、経営的な見地から適宜行っております。
	内海勝彦	当事業年度中に開催した13回の取締役会のうち13回に出席しております。議案審議等に必要な発言を、経営的な見地から適宜行っております。
監査役	岩﨑守康	当事業年度中に開催した13回の取締役会のうち11回に出席しております。また、当事業年度中に開催した12回の監査役会のうち11回に出席しており、議案審議等に必要な発言を、主に公認会計士としての専門的見地から適宜行っております。

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
監　　査　　役	岡　　田　　清	当事業年度中に開催した13回の取締役会のうち13回に出席しております。また、当事業年度中に開催した12回の監査役会のうち12回に出席しており、議案審議等に必要な発言を、主に公認会計士としての専門的見地から適宜行っております。
	大　　胡　　誠	当事業年度中に開催した13回の取締役会のうち12回に出席しております。また、当事業年度中に開催した12回の監査役会のうち10回に出席しており、議案審議等に必要な発言を、主に弁護士としての専門的見地から適宜行っております。

③　社外役員の報酬等の総額

区　　分	支給人数(名)	報酬等の額(千円)	摘　　要
社外役員の報酬等の総額	5	16,680	
計	5	16,680	

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　　38,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　41,700千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認した上で、会計監査人の報酬等について同意しております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、非監査業務として内部監査強化に係る助言・指導業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等においては、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任の方針に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

6-1. 決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制を整備・推進するにあたり、会社法に基づく内部統制システムの基本方針として、取締役会において以下のとおり決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、「企業行動原則」「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を行動規範とする。

その徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。又、総務部を中心に取締役・従業員に対して教育等を行う。内部監査課は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの結果は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。又、法令上疑義がある行為等について従業員が直接情報提供を行える手段として「内部通報規程」に基づく通報・相談窓口体制を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁結果を稟議書等の文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、総務本部長が責任を持って保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規程により常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を明確化するために、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。委員会は、コンプライアンス、災害、品質、個人情報、情報セキュリティ及びシステムトラブル等それぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い取締役会に報告する。内部監査課は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会、監査役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月一回定期的に開催するほか、適宜臨時に開催する。

② さらに、常勤取締役及び執行役員並びに社長の指名した役職員による、経営会議を原則月一回以上開催し、審議のうえ執行決議を行う。

③ 当社は組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査課員等から監査役を補助すべき使用人として指名する。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令はうけないものとする。また、当該使用人の人事（異動、評価、懲戒等）に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び従業員は、職務執行に関して重要な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。

② 取締役及び従業員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役会に報告する。

(8) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いもしてはならないものとし、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払若しくは償還又は債務の弁済の請求をしたときは、その職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。

② 取締役会は、業務の適正性を確保するうえで、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

③ 監査役会は、独自に必要に応じて、弁護士、公認会計士、その他の外部のアドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

④ 内部統制システムに係る監査の実施基準に基づいて、内部統制システムが、会社及びその属する企業集団に想定されるリスクのうち、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応していないと認めた場合には、監査役は、内部統制システムの不備として、内部監査部門等又は内部統制部門に対して適時に指摘を行い、必要に応じて代表取締役社長又は取締役会に対して助言、勧告その他の適切な措置を講じるものとする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行うものとする。又、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

(12) 反社会的勢力の排除にむけた体制

① 当社は、「企業行動原則」「コンプライアンス規程」に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない旨を明記し、取締役及び従業員、その他会社の業務に従事する者に対し、啓蒙活動を継続的に実施するものとする。

② 反社会的勢力の排除にむけた体制としては、総務本部総務部を対応窓口とし、「コンプライアンス委員会」と連携して対応するものとする。

③ 又、反社会的勢力からの不当な要求に接した時には、外部機関（警察、顧問弁護士等）と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとする。

6-2. 運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に沿って内部統制システムを整備し運用を行っております。当事業年度の内部統制システムの整備・運用状況について評価を行った結果、業務の実情に応じて諸手続の見直しが行われており、上記の基本方針に基づいて適切に内部統制システムが整備・運用されていることを確認しております。なお、その概要を記すと次のとおりとなります。

(1) 取締役会を13回開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営成績を検討するとともに法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。また経営会議を12回開催しており、審議のうえ執行決議を行いました。

(2) 監査役会を12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会をはじめとする重要会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守についての監査を行いました。

(3) コンプライアンス委員会を４回、リスク管理委員会を４回開催し、取締役・監査役・各部門責任者より、コンプライアンスの徹底、リスクの未然防止について全社的な情報共有を行いました。

(4) 監査役と会計監査人、内部監査課は適宜情報交換を行っており、内部統制の不備については早期に是正を求め、是正状況の進捗を確認しております。

貸 借 対 照 表

（平成29年12月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,550,801**	**流動負債**	**10,619,530**
現金及び預金	3,966,367	支払手形	1,608,543
受取手形	1,074,451	買掛金	7,091,059
電子記録債権	268,370	短期借入金	273,500
売掛金	4,299,975	1年内償還予定の社債	195,000
商品	2,453,773	1年内返済予定の長期借入金	380,860
仕掛品	85,945	リース債務	63,945
貯蔵品	526	未払金	372,890
前渡金	306,212	未払消費税等	171,331
前払費用	119,367	未払費用	96,252
前払見本帳費	110,801	未払法人税等	67,948
繰延税金資産	78,994	前受金	140,587
未収入金	763,356	預り金	34,941
その他	24,204	前受収益	1,669
貸倒引当金	△1,546	賞与引当金	93,437
固定資産	**4,607,692**	固定資産購入等支払手形	27,564
有形固定資産	**1,342,649**	**固定負債**	**1,438,951**
建物	202,268	社債	497,500
車両運搬具	511	長期借入金	458,050
工具、器具及び備品	20,062	リース債務	70,977
土地	1,084,969	退職給付引当金	309,890
リース資産	34,838	資産除去債務	63,868
無形固定資産	**38,099**	その他	38,665
ソフトウェア	3,912	**負債合計**	**12,058,482**
電話加入権	10,587	**純資産の部**	
リース資産	23,599	**株主資本**	**5,981,206**
投資その他の資産	**3,226,942**	資本金	3,335,500
投資有価証券	326,275	資本剰余金	2,362,793
出資金	4,925	資本準備金	2,362,793
長期貸付金	9,250	利益剰余金	343,342
破産更生債権等	56,461	その他利益剰余金	343,342
長期前払見本帳費	11,121	繰越利益剰余金	343,342
見本帳製作仮勘定	505,397	自己株式	△60,429
繰延税金資産	45,375	**評価・換算差額等**	**118,805**
賃貸不動産	54,656	その他有価証券評価差額金	118,805
差入保証金	1,767,999	**純資産合計**	**6,100,011**
保険積立金	461,954		
その他	39,989		
貸倒引当金	△56,463		
資産合計	**18,158,493**	**負債純資産合計**	**18,158,493**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成29年１月１日
至　平成29年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**33,074,880**
売上原価		**24,555,949**
売上総利益		**8,518,930**
販売費及び一般管理費		**8,414,477**
営業利益		**104,453**
営業外収益		
受取利息	1,468	
受取配当金	8,581	
不動産賃貸料	22,140	
受取保険金	602	
受取保険配当金	9,962	
雑収入	8,516	51,272
営業外費用		
支払利息	17,168	
社債利息	5,383	
手形売却損	33,967	
電子記録債権売却損	21,316	
売上割引	6,439	
不動産賃貸費用	21,694	
雑損失	8,191	114,159
経常利益		**41,566**
特別利益		
差入保証金返還益	19,000	
独占禁止法関連引当金戻入額	55,890	74,890
特別損失		
減損損失	398,243	398,243
税引前当期純損失		**281,787**
法人税、住民税及び事業税	57,990	
法人税等調整額	△12,388	45,602
当期純損失		**327,389**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成29年１月１日
至　平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,335,500	2,362,793	2,362,793	670,731	670,731
当期変動額					
当期純利益			—	△327,389	△327,389
自己株式の取得			—		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			—		—
当期変動額合計	—	—	—	△327,389	△327,389
当期末残高	3,335,500	2,362,793	2,362,793	343,342	343,342

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△60,275	6,308,748	82,356	82,356	6,391,105
当期変動額					
当期純利益		△327,389		—	△327,389
自己株式の取得	△153	△153		—	△153
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		—	36,448	36,448	36,448
当期変動額合計	△153	△327,542	36,448	36,448	△291,094
当期末残高	△60,429	5,981,206	118,805	118,805	6,100,011

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

■重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

壁装材等内装材料　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

事務用品等　最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

② 仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

③ 貯蔵品　最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）　定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　31年～47年

工具、器具及び備品　５年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア　５年

リース資産　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費　支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、上記の他、平成15年３月31日に適格退職年金制度を廃止したことに伴い、廃止時における退職一時金額を確定し、年金資産を従業員に分配するとともに、年金資産が退職一時金額に不足する場合の不足額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益及び費用の計上基準　当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) 商品見本帳の会計処理

製作完了前の商品見本帳にかかる製作費用は、見本帳製作仮勘定として計上しており、製作完了後の商品見本帳にかかる製作費用の処理は、次のとおりであります。

① 定期的に改訂を行う商品見本帳の製作費用は、「長期前払見本帳費」として計上し、商品見本帳の改訂時から次期改訂時までの期間に応じ均等償却を行っております。
なお、そのうち１年内に費用となるべき額は流動資産「前払見本帳費」として計上しております。

② 随時に発行する商品見本帳の製作費用は、商品見本帳配布時の費用として計上しており、未配布の商品見本帳にかかる費用は流動資産「前払見本帳費」に含めて計上しております。

(8) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法
金利スワップ取引について、特例処理の適用要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段　　金利スワップ
ヘッジ対象　　借入金

③ ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、一部の借入金について金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価方法
特例処理の要件を満たしているため、ヘッジ有効性の評価を行っておりません。

(9) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式を採用しております。

■貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	115,456千円
土地	554,073千円
賃貸不動産	21,991千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	220,500千円
一年内返済予定の長期借入金	220,860千円
長期借入金	563,910千円

上記のほか、営業保証金の代用として投資有価証券28,463千円を供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,034,270千円

賃貸不動産の減価償却累計額 71,957千円

3. 保証債務

従業員９名の銀行からの借入債務に対して債務保証を行っております。

8,618千円

4. 取締役に対する金銭債権

短期金銭債権	595千円
長期金銭債権	10,200千円

5. 金融機関休業日満期手形

金融機関休業日満期手形については、手形交換日に入出金の処理を行う方法によっておりますが、平成29年12月30日及び31日は、金融機関の休業日に当たるため、同日満期手形が次のとおり期末残高に含まれております。

受取手形	86,812千円
電子記録債権	2,302千円
支払手形	19,346千円

6. 受取手形割引高 1,397,205千円

（注） 上記金額の内、581,218千円は電子記録債権割引高であります。

■損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失の金額(千円)
インテリア事業用資産	建物、工具、器具及び備品、リース資産、前払見本帳費、長期前払見本帳費、その他	関東地区	274,555
		関西地区	123,688

管理会計上の区分である事業別、地区別を基礎として資産グループを決定しております。

インテリア事業用資産については、将来の回収可能性を検討した結果、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスとなるため、使用価値を零としております。正味売却価額は不動産鑑定評価に基づいて算定しております。

なお、減損損失の内訳は、以下のとおりであります。

種類	減損損失の金額(千円)
前払見本帳費	238,416
建物	39,470
工具、器具及び備品	15,482
リース資産(有形)	54,530
リース資産(無形)	18,287
長期前払見本帳費	27,853
その他	4,202
計	398,243

■株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,662,100	—	—	12,662,100
合計	12,662,100	—	—	12,662,100
自己株式				
普通株式	365,334	1,057	—	366,391
合計	365,334	1,057	—	366,391

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取り請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

■税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動資産）	
商品評価損	87,481千円
賞与引当金	28,834千円
廃番品見切損	20,308千円
未払事業税	12,497千円
未払事業所税	9,541千円
その他	10,618千円
繰延税金資産小計	169,282千円
評価性引当額	△90,287千円
繰延税金資産合計	78,994千円
繰延税金資産（固定資産）	
減損損失	296,719千円
退職給付引当金	167,994千円
差入保証金評価損	26,010千円
資産除去債務	19,556千円
貸倒引当金	17,289千円
投資有価証券評価損	7,856千円
その他	3,274千円
繰延税金資産小計	538,701千円
評価性引当額	△449,302千円
繰延税金資産合計	89,398千円
繰延税金負債（固定負債）	
その他有価証券評価差額金	41,947千円
その他	2,076千円
繰延税金負債合計	44,023千円
繰延税金資産の純額	45,375千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な原因別の内訳

法定実効税率	30.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	△5.6%
住民税均等割額	△18.4%
評価性引当額の増減	△22.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.1%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△16.1%

3.　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年４月１日から平成31年10月１日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年４月１日以後に開始する事業年度から平成31年10月１日以後に開始する事業年度に延期されました。

なお、この法定実効税率の変更による影響は軽微であります。

■リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動倉庫設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

■金融商品に関する注記

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、資金調達を行う場合には銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び電子記録債権並びに売掛金、また未収入金、長期貸付金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金のうちゴルフ会員権は、市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入入居保証金は貸主、営業保証金は差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、また未払金、固定資産購入等支払手形は、そのほとんどが６ヶ月以内に支払期日の到来するものであります。

短期借入金、社債及び長期借入金並びにリース債務は、主に運転資金及び設備投資等に係る資金調達を目的にしたものであり、償還日は最長で決算日後５年６ヶ月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。なお、当該変動リスクについて一部デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジすることを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記１.重要な会計方針(8) ヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

外部信用調査機関の信用情報等を活用した与信管理を行うとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理等を行っております。

② 市場リスクの管理
定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。
また、借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジするために、一部金利スワップ取引を利用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画の作成及び更新をすると共に、手許流動性の維持などによりリスク管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注２）参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時　価（千円）	差　額（千円）
(1) 現金及び預金	3,966,367	3,966,367	―
(2) 受取手形	1,074,451	1,074,451	―
(3) 電子記録債権	268,370	268,370	―
(4) 売掛金	4,299,975	4,299,975	―
(5) 未収入金	763,356	763,356	―
(6) 投資有価証券	295,699	295,699	―
(7) 長期貸付金(※１)	15,850	16,045	195
(8) 破産更生債権等	56,461		
貸倒引当金(※２)	△56,461		
	―	―	―
(9) 差入保証金	973,470	928,898	△44,571
資産計	11,657,541	11,613,165	△44,375
(1) 支払手形	1,608,543	1,608,543	―
(2) 買掛金	7,091,059	7,091,059	―
(3) 短期借入金	273,500	273,500	―
(4) 未払金	372,890	372,890	―
(5) 未払消費税等	171,331	171,331	―
(6) 未払法人税等	67,948	67,948	―
(7) 預り金	34,941	34,941	―
(8) 固定資産購入等支払手形	27,564	27,564	―
(9) 社債(※３)	692,500	691,779	△720
(10) 長期借入金(※４)	838,910	840,040	1,130
(11) リース債務(※５)	134,922	133,990	△932
負債計	11,314,111	11,313,589	△521
デリバティブ取引	―	―	―

(※１) １年内回収予定の長期貸付金を含めております。
(※２) 破産更生債権等については個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
(※３) １年内償還予定の社債を含めております。
(※４) １年内返済予定の長期借入金を含めております。
(※５) １年内返済予定のリース債務を含めております。

（注１）金融商品の時価の算出方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(7) 長期貸付金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(9) 差入保証金

ゴルフ会員権は、期末会員権相場によっております。差入入居保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払消費税等、(6) 未払法人税等、(7) 預り金、(8) 固定資産購入等支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされる長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額30,575千円）及び出資金（貸借対照表計上額4,925千円）、差入保証金（貸借対照表計上額794,529千円）につきましては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

■持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

■関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	山田俊之	当社代表取締役社長	被所有 直接 13.4	倉庫の貸借	賃借料の支払	6,611	前払費用	595
							差入保証金	10,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 賃借料は、近隣の取引実勢を参考に、価格交渉の上で決定しております。

2. 取引金額は消費税を含まず、前払費用の期末残高は消費税を含んでおります。

■１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額 496円11銭
2. １株当たり当期純損失 26円62銭

■重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年２月23日

リリカラ株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　向　　眞 生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　阪 田 大 門 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、リリカラ株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年２月23日

リリカラ株式会社　監査役会

常勤監査役　西村　治重 ㊞

社外監査役　岩﨑　守康 ㊞

社外監査役　岡田　清 ㊞

社外監査役　大胡　誠 ㊞

以　上